

中小企業等協同組合法等に基づく申請等の電子メール及び電子申請システムでの受付について

中小企業等協同組合法（中小企業団体の組織に関する法律において準用される同条項を含む。）に基づく申請等について、手続きの利便性向上を図るため、令和 5 年 4 月より決算関係書類の電子メールによる受付を開始しているところですが、令和 6 年 10 月から電子メールでの申請等の受付の拡大及び電子申請システムでのオンライン申請を開始しました。

なお、デジタル化の更なる推進のため下記 1 の届出等については、原則として令和 8 年 1 月から、電子メール又は電子申請システムへ移行する予定ですので併せて通知いたします（電子メール又は電子申請システムでの申請等の対応が困難な場合は、下記 5 商工振興課まで御連絡ください。）。

1. 電子メール及び電子申請システムでの提出の対象となる中小企業等協同組合法等の規定に基づく届出等

- (1) 設立認可の申請
- (2) 定款変更の認可申請
- (3) 決算関係書類の提出
- (4) 役員変更の届出
- (5) 解散の届出
- (6) その他※事前に県あて御連絡いただいた場合のみ可

2. 電子メールにより提出する際の注意点

※以下『決算関係書類』の記載は、申請等の内容に応じて適宜変更してください。

- (1) (例) 決算関係書類を提出する際のメールの件名について
「XXXX（組合コード）決算関係書類提出」として下さい。

【組合コードが 9 9 9 9 の場合の入力例】 9 9 9 9 決算関係書類提出

※組合コードは令和 6 年 ● 月に各組合様宛に郵送させていただきました「中小企業等協同組合法等に基づく届出等の提出について（通知）」に記載しております。

※件名に組合コードの記載がない場合は、受付出来ない場合がございます。必ず記載願います。

※組合コードが不明な場合は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

（組合コードは適切な事務業務を行うため、和歌山県商工振興課で各組合に付した番号となります。）

- (2) メール本文の記載事項について

メール本文には、以下の 3 点を必ず記載し、それ以外の記載はご遠慮願います。

組合名

連絡先電話番号

提出者（担当者）名

【メール入力例】 組合コード 9 9 9 9、〇〇協同組合の場合

メール件名 : 9 9 9 9 決算関係書類提出

メール本文 : 〇〇協同組合

0 7 3 - x x x - x x x x

和歌山太郎

(3) ファイル形式について

PDF、ワード、エクセル形式で、メールに添付し御提出下さい。

尚、一度に受信できるメールの容量に制限がございます。ファイルの容量が7MBを超える場合は、メールを分割し送付して下さい。

※メールを分割して送付する際の注意点

メールを分割して送付する際は、件名の最後に通し番号を記載して下さい。

【メール入力例】 組合コード9999、〇〇協同組合がメールを2通送付する場合

1 通目のメール

メール件名 : 9999決算関係書類提出 <u>1/2</u> ←※件名に通し番号を記載
メール本文 : 〇〇協同組合
073 - x x x - x x x x
和歌山太郎

2 通目のメール

メール件名 : 9999決算関係書類提出 <u>2/2</u> ←件名に通し番号を記載
メール本文 : 〇〇協同組合
073 - x x x - x x x x
和歌山太郎

(4) 提出先メールアドレス

e0603001@pref.wakayama.lg.jp (和歌山県商工振興課)

(5) 受領報告メールについて

メール到着後、翌々日(土、日、祝日は除きます)までを目安に『受領報告メール』を送付します。

上記期限を経過しても『受領報告メール』が届かない場合は、県側に提出メールが届いていない可能性がありますので、御連絡ください。

※『受領報告メール』は提出書類等に不備がないことを示すものではありません。

3. 電子申請システムにより提出する際の注意点

(1) 申請方法

申請にあたっては、あらかじめ利用者登録が必要となります。

なお、申請の際に組合コードの記載は必要ありません。

(2) 和歌山県電子申請システム

電子申請システムは以下のとおりです。御利用前に注意点等をお読みください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/0101001/documents/denshishinsei/d00215197.html>

(3) 受領報告メールについて

和歌山県電子申請システムで申請していただいた際には、御記入いただいたメールアドレスに自動で受領報告メールが送られます。

メールアドレスの入力間違いの場合

間違ったメールアドレスを記入されると、受領報告メールは届きません。間違ったメールアドレスを記入された可能性がある場合は、正しいメールアドレスで再度入力してください。

例)

〇〇〇〇〇@gmail.com → 「.com」を「.ne.jp」と間違って入力

〇〇〇〇〇@yahoo.co.jp → 「yahoo.co.jp」を「yahoo.jp」や「yahoo.ne.jp」と間違って入力など。

Gmail、Yahoo!メール等フリーメールを御利用の場合、フィルタリングにより「迷惑メールフォルダ」や「ゴミ箱」といった通常の受信フォルダとは異なるフォルダに自動的に振り分けられている可能性があります。

「迷惑メールフォルダ」や「削除フォルダ」をご確認ください。

※『受領報告メール』は提出書類等に不備がないことを示すものではありません。

4. その他の注意点

- (1) 電子メールでの提出をご希望の場合は、予め下記お問い合わせ先まで電話にてご連絡ください。
- (2) 提出された書類に不足や記載事項の不備等があった場合、メール、もしくはお電話にて書類の追加提出、または再提出を求める場合がございます。

5. お問い合わせ先

和歌山県商工振興課 商工支援班

電話番号：073-441-2742

メールアドレス：e0603001@pref.wakayama.lg.jp